

災害相談窓口

～この度の災害で被害を受けられた方へ～



平成30年7月豪雨により被害を受けられた方は、以下の制度の適用を受けられる場合があります。

1 申告などの期限の延長・納税の猶予

- 申告や納付などの期限を延長したり、国税を一時に納付することができないと認められる場合は、納税を一定期間猶予する制度があります。

2 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

- 軽減又は免除される所得税は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

3 所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）

- 災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。